後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75 歳以上のすべての方が加入する健康保険です。
これまで加入していた国民健康保険や社会保険などから、後期高齢者医療制度に切り替わります。
後期高齢者医療制度加入の手続きは不要です。

●しくみ

運営	県内全ての市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」と表記する。）です。
対象者	① 75 歳以上の方 ②一定の障がいのある 65 歳から 74 歳までの方で申請により広域連合の認定を受けた方 ※障がいにより認定を受けた方は、75 歳になるまでは、届出により将来に向かっていつでも認定を撤回することができます。
対象となる日	① 75 歳の誕生日 ② 65 歳から 74 歳までの障がいにより認定を受けた方は、広域連合が認定した日
窓口負担額	一般所得者等の方・・・1 割 一定以上の所得のある方・・・2 割 現役並み所得の方・・・3 割 ※保険証に窓口負担割合が記載されていますので、ご確認ください。
保険証	・保険証の有効期限は、7 月末日です。8 月以降に使用する保険証は 7 月中に広域連合より書留で郵送されます。 ・保険証は、12 月 2 日に廃止となります。廃止日以降は、マイナンバーカードに保険証の機能を加えた「マイナ保険証」の利用をお願いします。 （廃止日前に交付した保険証は、同証記載の有効期限まで使用できます。） ・マイナンバーカードを取得していない人や保険証として登録していない人には、保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行いたします。
保険料	対象者一人ひとりに対して保険料が課せられ、各々保険料を納めることになります。 ※大分県内の保険料率は 2 年ごとに見直しがあります。

●こんなときは市へ届出

こんなとき	届出に必要なもの
県外へ転出するとき	保険証
県外から転入するとき	負担区分証明書など（転入前の市町村で発行）
65 歳から 74 歳までの方で障がいにより認定を受けようとするとき ※障がいにより加入を希望する方	障害者手帳・国民年金証書など障がいの状態を確認できる書類、現在加入中の健康保険証

《問い合わせ》

- **●大分県後期高齢者医療広域連合** ・・・・・・・・ ☎097-534-1771(代表)
- **●宇佐市役所 健康課 国保・高齢者医療係**・・ ☎27-8136(直通) ☎32-1111(代表) 内線 1283
- **●安心院支所 市民サービス課 健康福祉係** ☎44-1112(直通) ☎44-1111(代表) 内線 1224
- **●院内支所 市民サービス課 健康福祉係** ・・ ☎42-5111(代表) 内線 136・137